

# 二戸市教育委員会特定事業主行動計画

令和3年3月

二戸市教育委員会

# 二戸市教育委員会特定事業主行動計画

令和3年3月31日

教育長決裁

## I 総論

### 1 目的

急速な少子化の進行等に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国、地方公共団体、事業主等が一体となり、子育てと仕事の両立に向けた取り組み等を実施していく事を目的として、平成15年7月に、有効期限を平成27年3月までの10年間とした「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

二戸市教育委員会においては、職員が子育てしながら働きやすい職場環境の整備を計画的かつ着実に推進するため、平成17年に「次世代育成支援二戸市教育委員会特定事業主行動計画」を策定し、職員が仕事と家庭生活を両立することができるよう職場全体で支援していくための各種施策に取り組んできたところです。

平成27年4月1日、次世代育成支援対策のさらなる推進を図るため、同法が改正され、その有効期限が10年間延長されたことから、二戸市教育委員会においても、平成28年度から令和元年度までの二戸市教育委員会特定事業主行動計画（以下「第2次行動計画（前期計画）」という。）を見直し、「第2次行動計画（後期計画）」を策定するものです。

### 2 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

（法律は平成27年4月1日から平成37年3月31日までの時限立法）

### 3 対象者

市教育委員会事務局及び所管する各機関に勤務する職員のうち他の特定事業主行動計画の対象でない者。

### 4 計画の推進体制等

次世代育成支援の趣旨や計画内容の周知を図るなど、市長部局等と連携を図りながら市全体での取組を推進します。

## Ⅱ 具体的な内容及び目標

### 1 職員の勤務環境の整備に関する事項

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、次に掲げる措置を実施します。

##### ① 制度等の周知

妊娠中及び出産後の職員に対し、次の制度等について周知します。

- ア 危険有害業務の就業制限
- イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限
- ウ 健康診査及び保健指導のために勤務しないことの承認
- エ 業務軽減
- オ 通勤緩和
- カ 出産費用の給付等の経済的な支援措置

##### ② 職場環境等の整備

インフォメーション等を活用し、制度内容について全職員への周知を図り、管理職はもとより、職場全体で適切な配慮が行われる職場環境をつくります。

#### (2) 子育て期における父親の休暇・休業の取得促進

子どもが生まれる前後の期間は、子どもを持つ喜びを実感し、責任を自覚する大切な時期です。また、出産・育児等をサポートすることは、配偶者にとって大きな心の支えになり、身体的・精神的に配偶者の負担が軽減されます。

父親となる職員は、特別休暇として配偶者出産休暇や育児参加休暇が取得できます。出産と子育てに関する父親の休暇・育児休業等制度の周知徹底と取得しやすい職場環境づくりに努め、休暇取得により男性職員の育児参加を推進し、女性の継続就業も推進できるよう、子育て環境の充実を図るため次に掲げる措置を実施します。

##### ① 制度等の周知

男性職員に対し、配偶者出産休暇（配偶者の出産時2日の範囲内で取得できる特別休暇）、令和元年度に新設した育児参加休暇（職員の妻の産前8週間、産後8週間の期間中に、出産に係る子又は上の子（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の養育のため5日の範囲内（取得単位は日又は時間単位）で取得できる特別休暇）について周知する。

#### (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業や部分休業の取得を希望する職員について、その円滑な取得の推進等を図るため、次に掲げる措置を実施します。

- ① 制度等の周知  
育児休業等制度の趣旨、内容及び休業中の育児休業手当金等の経済的支援措置について、職員に周知します。
- ② 休業を取得しやすい雰囲気醸成  
職場の意識改革を進め、休業等を取得しやすい雰囲気を醸成します。
- ③ 休業を取得した職員の円滑な職場復帰への支援  
休業を取得した職員が円滑に職場へ復帰できるよう、情報提供や復帰時の研修など必要な支援を行います。
- ④ 代替職員の確保  
職員から休業の請求があった場合に、所属所内の人員配置等により当該職員の業務を処理することが難しいときは、代替職員の確保に努めます。

#### (4) 業務縮減に向けた取り組みの推進

仕事と子育てなど家庭生活との調和を図るため、超過勤務等業務の縮減に努めます。

- ① 小学校就学前の子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限や早出遅出勤務の制度等の周知を行います。
- ② 定時退庁日の設定など、管理職員が率先して実行に努めるとともに、職員へ声をかけるなど帰りやすい雰囲気づくりに努めます。
- ③ 事務の簡素合理化について、業務分担の見直し、外部委託などによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化等により、さらなる取組を推進します。
- ④ 超過勤務縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体で認識を深めるとともに、やらなくてもよい仕事・必要以上に作成される資料・勤務時間外にかかる会議が無いかなどを再度見直し、効率的に業務を進められるよう、一人ひとりが意識改革に努めます。
- ⑤ 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存のものとの関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。

#### (5) 休暇の取得促進

休暇の取得を推進するため、次に掲げる措置を実施します。

- ① 制度等の周知  
育児時間休暇（1日2回、各1時間）、子の看護休暇（1年に5日の範囲内）等、子育てに関する休暇制度について周知します。
- ② 休暇の取得推進  
計画的な年次休暇の取得、特別休暇等を活用した連続休暇の取得等を推進し、休暇を取得しやすい環境整備を図ります。  
また、管理職員は職員の休暇の取得状況を把握し、適切な指導を行います。

## (6) 転勤における配慮

転居を伴う異動を岩手県教育委員会に内申する際には、当該職員からの人事調書やヒアリング等をもとに、子育ての状況に応じた人事上の配慮に努めます。

## (7) その他

上記の事項以外であっても、次世代育成支援の観点から有効と判断される施策の導入については、随時検討を進めます。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子育て支援に関する諸計画の情報提供

二戸市が策定した二戸市次世代支援行動計画（さわやか子育てプラン）や子育てに関する相談機関等の情報提供を行います。

### (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援します。

### (3) 諸計画との連携

岩手県教育委員会が策定した第2期特定事業主行動計画（後期計画）「子育て応援プラン」など他の子育てに関する諸計画との整合性を図り、連携しながら本計画の推進に努めます。